

不登校児童生徒に係る 特別の教育課程に関する 現状・課題と検討事項



不登校児童生徒に係る特別の教育課程に関する現状と課題

1. 不登校児童生徒の現状

- 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和5年度の調査結果では過去最多。

【令和5年度の不登校児童生徒の数】

小・中学校：346,482人 高等学校：68,770人

- このうち、教育支援センターで指導等を受けている不登校児童生徒も増加傾向。

【令和5年度に教育支援センターで指導等を受けた小・中学生の数】

30,365人（対前年度比5,073人増）

2. 多様な学びの場の現状と課題

- 自治体等においては、不登校児童生徒の状況に応じた多様な学びの場の整備が進んでいる。

【多様な学びの場の整備状況】

- ・校内教育支援センター 12,712校（公立小・中学校）令和6年7月
- ・学びの多様化学校 58校（小：12校、中：40校、高：11校）令和7年4月
- ・教育支援センター 1,743か所（都道府県：39、市町村：1,704）令和6年度

①校内教育支援センター

- 指導体制面では、自治体の裁量で教員を配置する、国の補助を活用して支援員を配置する等の取組が行われている。
- 指導内容面では、児童生徒の心身の状況に応じた支援に加え、教科指導が行えるよう時間割の調整をしている例も見られる。
- また、日常的な学びの場としての機能だけではなく、在籍級への復帰や欠席日数の増加を防止する機能も果たしているとのデータもある。

【校内教育支援センターの設置による効果】（令和7年6月実施調査）

校内教育支援センターを利用した児童生徒のうち、19.5%が在籍学級へ復帰、48.6%が不登校や不登校傾向の状況が改善、21.6%が学校内の日常的な居場所として機能し、欠席日数の増加を防止しているという結果もある

②学びの多様化学校

- 学びの多様化学校では、不登校児童生徒の状況に即した柔軟な教育課程を可能とする制度の下、下学年の教科指導、体験活動やソーシャルスキルトレーニングの導入等により、児童生徒が継続して登校できるようになる等の成果が見られる。

※ 現行制度下では、特別の教育課程は学校単位で編成するもののみ

③教育支援センター

- 殆どの市町村では、教育支援センターでの指導状況を在籍校に共有している。
- 2割の市町村では、在籍校の授業の配信を実施している。
【教育支援センターにおける学びの質を確保するための取組状況】（令和5年2月実施調査）
・在籍校の教員と教育支援センター等の職員が児童生徒の指導状況について情報共有している … 1,222市町村／1,273市町村
・在籍校の授業を配信している … 257市町村／1,273市町村

3. 多様な学びの場における指導と評価の現状と課題

- 校内外の教育支援センターでは、居場所機能のみならず、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる指導の充実が課題（遅れを取り戻したり、進学や原籍級復帰に繋げるためにも重要）だが、現状、個別の指導計画がないため、組織的・計画的な指導が確保されていないケースがままある
- 特別の教育課程の制度がないため、下学年の内容を学んでも、原籍級の教育課程に基づく評価を行わざるを得ない面がある（実態を踏まえた柔軟な評価には一定の限界）
- 中学校段階で不登校経験を有する生徒に対する高校入試の扱いは、都道府県間で取組に差がある。

【令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査】

・「調査書を用いず、学力調査のみで選抜を行う等特別な入学者選抜を行う（ことができる）」 全校で実施：神奈川県
一部で実施：静岡県、京都府、佐賀県

・「学校以外（家庭を含む）における学習状況が分かる資料を提出させ、選抜資料として活用する（ことができる）」 全校で実施：茨城県



ワーキンググループにおける検討事項・論点

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

① 制度構築の基本となる考え方や留意点

- 現在、校内外教育支援センター等で不登校児童生徒や不登校傾向の児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）に対して行われている様々な学習活動の実態を十分に踏まえつつ、居場所機能のみならず、資質・能力の向上に繋がる柔軟で効果的な指導をしやすい観点を重視し、新たな仕組みを検討すべきではないか
 - その際、不登校により学習の遅れや進路選択上の不利益等が生じているといった指摘も踏まえ、不登校児童生徒の努力をできる限り価値づけ、社会的自立を後押しする観点も併せて重視すべきではないか
 - 新たな仕組みを創設するにあたっては、現在行われている指導の実態を十分に踏まえ、教師、学校、教育委員会にとって過度な負担や負担感が生じないよう配慮して検討すべきではないか
- ※ 新たな仕組みは、校内外教育支援センター等での学習活動の実態に着目したものであり、対象とならない児童生徒、仕組みの適用を希望しない児童生徒についても、その状況に応じた必要なサポートを行っていくことが前提

② 対象となる児童生徒

- 特別の教育課程の対象となる児童生徒の考え方と、その対象者を判断するプロセスをどのようにすべきか
- その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することを前提としつつ、個々の児童生徒の状況に応じて柔軟に対象とするかどうかを判断できる仕組みとすべきではないか

（論点整理における記載）

- 年間30日以上欠席を一つの参考としつつ、具体的な判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行うこととする方向で、具体的な運用を検討すべき
- 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合等も対象になり得る方向で検討すべき（「学びの多様な学校」と同様）

（具体的論点）

- 対象となる学校種
 - 対象となる児童生徒を判断する主体、具体的な考え方、判断方法、プロセス（児童生徒のアセスメントを含む）
- ※ 今回制度化を検討している特別の教育課程は、現に校内外の教育支援センターで指導を受けている児童生徒の状態を各学校が把握し、特別の教育課程に基づく指導が効果的と判断した場合に編成・実施されるものであり、保護者の求めがあれば実施義務が生じるものではないことに留意



ワーキンググループにおける検討事項・論点

③特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

- 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱い等をどのようにすべきか

(論点整理における記載)

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき(「学びの多様化学校」と同様)
- 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配慮しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

(具体的論点)

- 特別の教育課程で実施される具体的な教育活動の整理(「学びの多様化学校」の教育活動を参考としつつ、校内外教育支援センター等の実態を考慮)

(例) 課題プリントを活用した個別学習、部分的な下位学年・下位学校種の学習、原籍級からの授業配信、ソーシャルスキルトレーニング等

- 上記の具体的な教育活動の各教科等の目標や内容における位置付けに係る考え方や留意点、授業時数の取扱い
- 具体的な検討・実施プロセス(学校等における検討・判断、教育支援センターと連携した個別の指導計画の作成等)
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法(その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することに留意)

④特別の教育課程が実施される場所・体制

- 特別の教育課程がどのような場所や体制で実施されるべきか

(論点整理における記載)

- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で開催されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件(例: 地方自治体による設置、教員の配置等)を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けることとしつつ、具体の運用を検討すべき

(具体的論点)

- 校内教育支援センター等については、居場所機能のみならず、学級で学ぶことが困難な児童生徒が学校内で学習できる場として位置付けた上で、特別の教育課程が実施される場合の教師と校内教育支援センター支援員との連携方法を含む体制の在り方等
- 校外教育支援センターについても、特別の教育課程が実施される場として位置付けつつ、その場合の一定の要件(地方自治体による設置、教師と教育支援センター指導員との連携方法を含む体制の在り方等)

⑤学習評価等

- 対象となる不登校児童生徒の学びをどのように評価すべきか

(論点整理における記載)

- 指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- 高校入試での特別の教育課程に基づく学習評価等の取扱いを検討すべき

(具体的論点)

- 指導の記録、学習評価の方法・観点、指導要録における記載イメージ
- 高校入試での特別の教育課程に基づく評定等の学習評価の取扱い(学力検査や調査書の扱いを含む)

以上①～⑤の検討を踏まえ、着実に制度の設計と円滑な実施を図るため、運用の手引き(仮称)も作成する方向で検討してはどうか 3

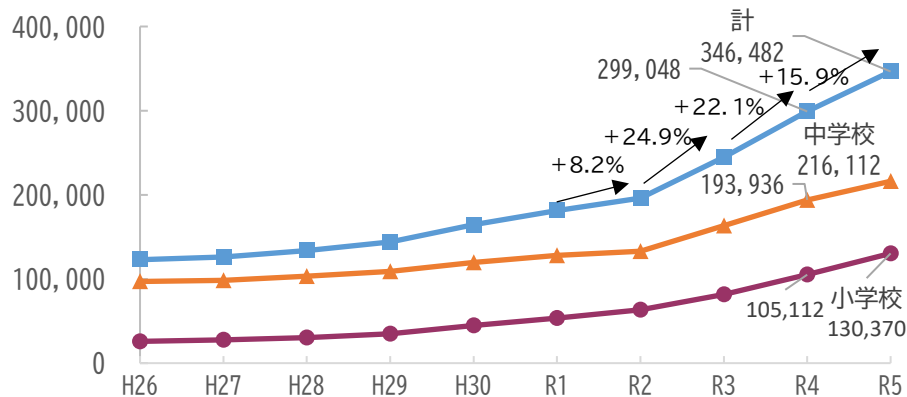


参考資料・データ

不登校児童生徒を取り巻く現状(令和5年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%)
 - うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

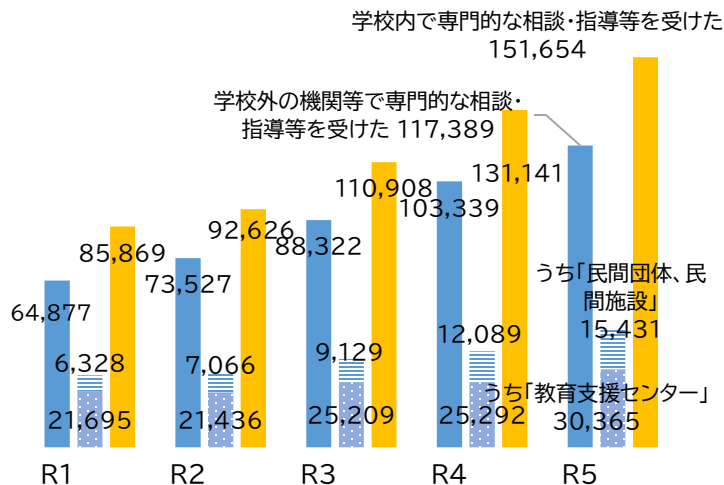


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

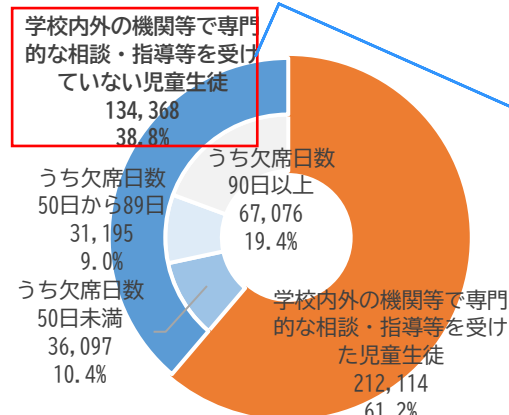
	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

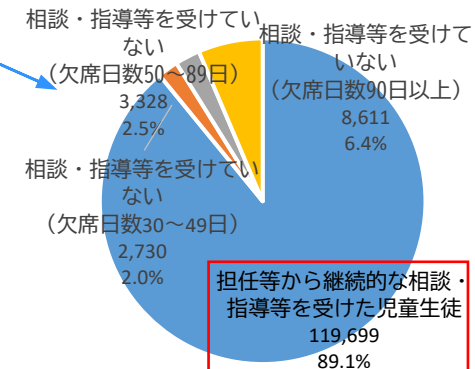
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、**不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロ**にすることを目指し、3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

120億円
95億円)
※内数を除く 文部科学省

【令和6年度補正予算額 4億円】

- ・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。



学びの多様化学校（※）の設置促進 ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）及び
令和6年度以降に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円） 2億円（1.4億円）
- ・教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実、
中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎定数化（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ・公立学校施設整備 2,066億円＋事項要求の内数（691億円の内数）

校内教育支援センターの設置促進

- ・校内教育支援センター支援員の配置 13億円（4億円）
- ・公立学校施設整備（再掲）

教育支援センターの機能強化

- ・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 2.5億円（0.7億円）
- ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数（1.3億円の内数）
- ・不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組 2億円の内数（1億円の内数）
- ・不登校児童生徒を含めたキャリア教育の推進【新規】 0.5億円

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円（0.1億円）
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円（1億円）
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 1.4億円の内数（0.8億円の内数）
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数（1億円の内数）
- ・不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究 0.3億円【R6補正：1億円】
- ・経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究 0.1億円（0.1億円）
- ・幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業【新規】 0.4億円



心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。



「チーム学校」による早期支援を推進

- ・SC・SSWの課題に応じた配置の拡充 95億円（86億円）
- ・心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進に関する調査研究 0.1億円（0.1億円）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 2億円【R6補正：1.5億円】
- ・SC・SSWの配置（再掲）



学校の風土の「見える化」を通し
て、学校を「みんなが安心して学
べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立学校施設整備（再掲）



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の**多様な学びの場を整備**するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

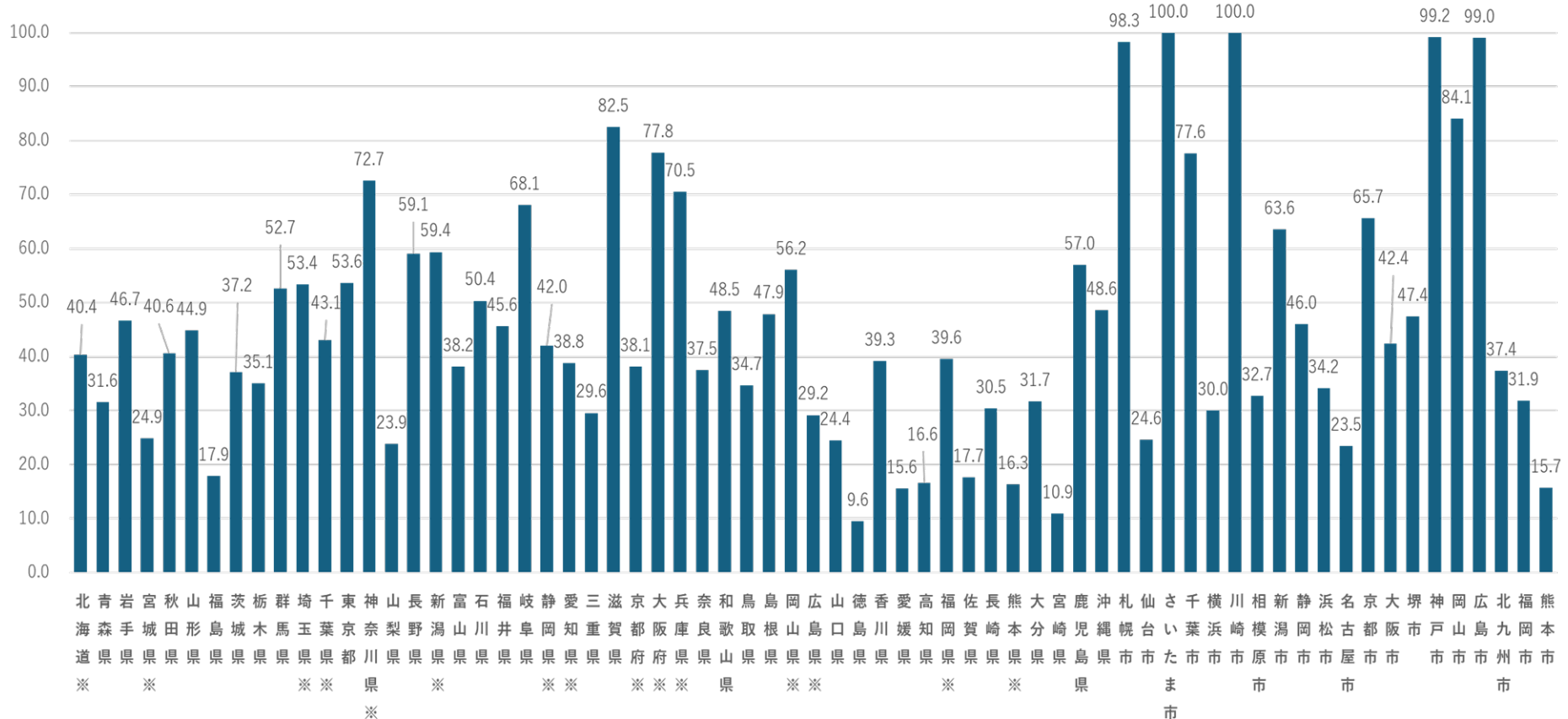
アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

校内教育支援センターの設置状況

- 校内教育支援センターの設置状況は、令和6年7月時点で12,712校(46.1%)
(内訳:公立小学校6,643校、中学校6,069校)

公立小中学校の校内教育支援センター設置率（都道府県・政令市別）



※の付く都道府県の中に、政令市の実績は含まない

校内教育支援センター支援員の配置事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
4億円)

文部科学省

現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- ・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

事業内容

公立小・中学校において、**校内教育支援センター**を拠点として、**日常的**に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、**学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う**支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、**校内教育支援センターの設置を促進**加えて、校内教育支援センター支援員の質の向上に向けて、研修の実施を支援

実施主体	学校設置者（主に市区町村）	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし
対象校数	5,000校（2,000校）		

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

本事業による効果

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に

- ▷ **不登校を未然に防止**するとともに、**不登校児童生徒の登校復帰を支援**

- 校内教育支援センターでの成果（R6年度末時点）
- ・利用児童生徒中、**68.1%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
 - ・利用児童生徒中、**21.6%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**

	実人数	割合
通常学級への復帰	2,365	19.5%
不登校や不登校傾向の状況が改善	5,877	48.6%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	2,614	21.6%
上記のような効果が見られなかった	1,251	10.3%

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと



公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R6.7現在）

設置校数：**12,712校**
※小学校：6,643校、中学校：6,069校
設置率：**46.1%**



校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置



不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

学びの多様化学校 設置状況

【R6年4月時点】

19の都道府県(12)*・指定都市(7)に35校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する
学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R7年4月時点】

29の都道府県(19)*・指定都市(10)に58校
(23校が新規開校)

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

(参考)学びの多様化学校とは

- ・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校(小・中・高等学校)。
- ・学校の管理機関(教育委員会・学校法人)からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況(令和7年度)

- 小学校: 12(8)校 中学校: 40(25)校
- 高等学校: 11(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

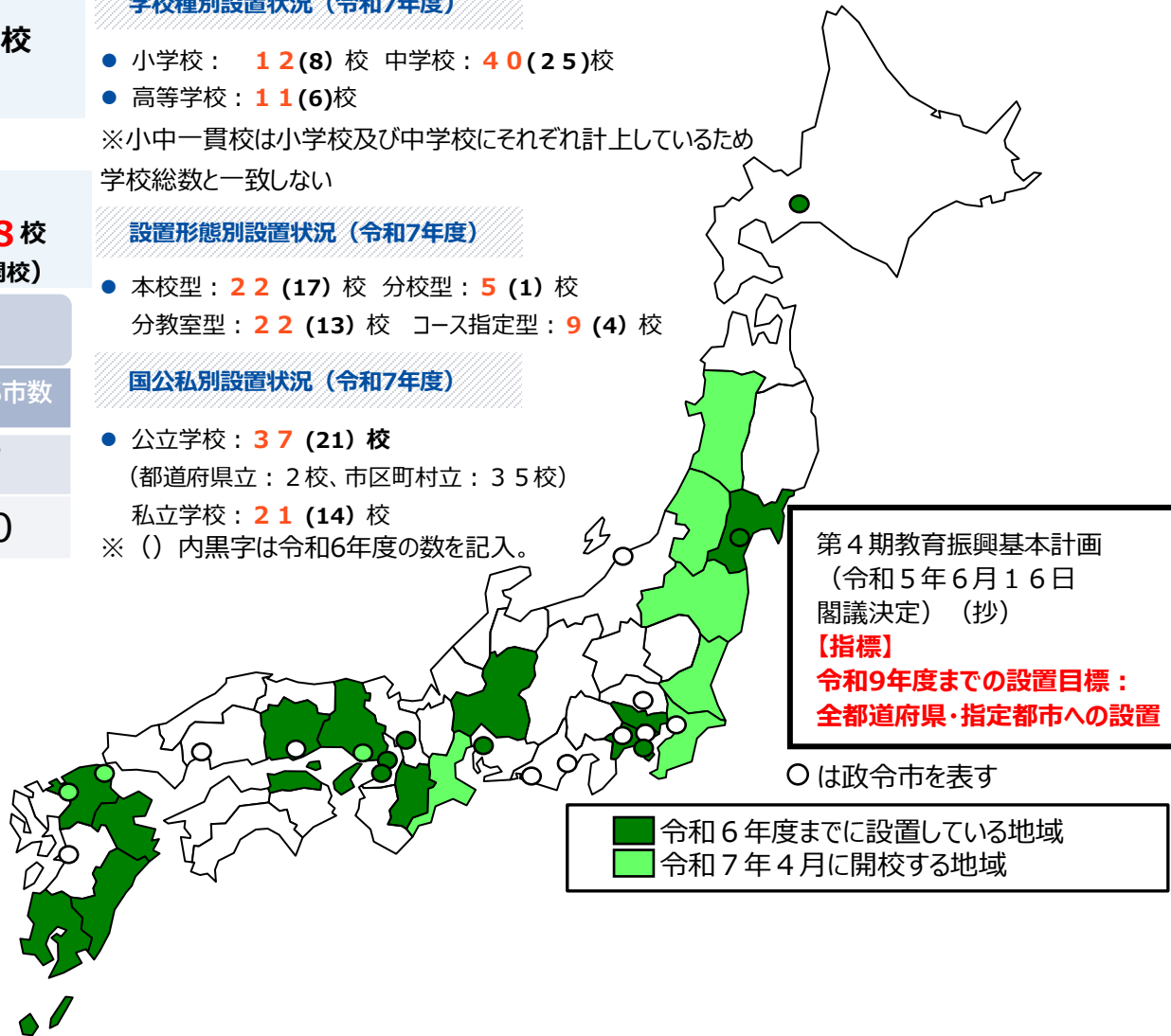
設置形態別設置状況(令和7年度)

- 本校型: 22(17)校 分校型: 5(1)校
- 分教室型: 22(13)校 コース指定型: 9(4)校

国公私別設置状況(令和7年度)

- 公立学校: 37(21)校
(都道府県立: 2校、市区町村立: 35校)
- 私立学校: 21(14)校

※()内黒字は令和6年度の数を入記。



第4期教育振興基本計画
(令和5年6月16日
閣議決定)(抄)

【指標】

令和9年度までの設置目標:
全都道府県・指定都市への設置

○は政令市を表す

- 令和6年度までに設置している地域
- 令和7年4月に開校する地域

学びの多様化学校の設置促進

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円
1億円)



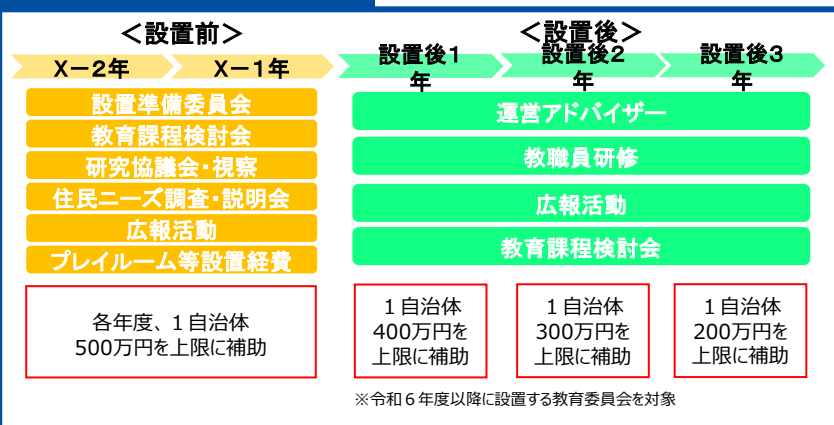
背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ



学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、ブレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
 - ・不登校対応等のための中学校の生徒指導担当教師の配置充実
 - ・中学校35人学級や学びの多様化学校に係る基礎定数化を実施（次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

「特別の教育課程」に基づく学習(学びの多様化学校)①

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき(第79条(中学校)、第79条の6(義務教育学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)において準用)、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施

指定に係る留意事項

(1) 児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(以下「小学校等」という)又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。他方、不登校児童生徒等以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

(2) 特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

(3) 特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒の実態に配慮し、例えば、不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援(家庭訪問や保護者への支援等)、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

「特別の教育課程」に基づく学習(学びの多様化学校)②

特別の教育課程として考えられるパターン

当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

- ✓ 不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。
- ✓ 不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。

小学校における
教科の新設

【例】
学習指導要領にない、
特色ある教科を新設する。

※中学校・高等学校においては
教科の新設が学習指導要領で
認められている。

授業時数の
組み替え

【例】
A教科を削減し、
削減分をB教科に
補填する。

指導内容の
異学年への移行

【例】
第1学年及び第2学年の
A教科の学習内容の
一部を第3学年へ移行
する。

総授業時数の削減

【例】
年間の総事業時数を
1,015時間から800時
間に削減する。

1時間当たりの
授業時間の短縮

【例】
1時間当たりの授業時
間を、50分から45分
にする。
1限目だけ30分間とする。

削減した学習内容について、学校教育法又は学習指導要領
に示す主旨やねらい・目的を達成するために、工夫が必要。

特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

- ・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
- ・学年を超えた授業や行事などの異学年交流を通して、互いに役割分担をしながら、協力体制を構築することができる。

○登校へのハードルが下げられる

- ・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
- ・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている。

○きめ細やかな支援が行える

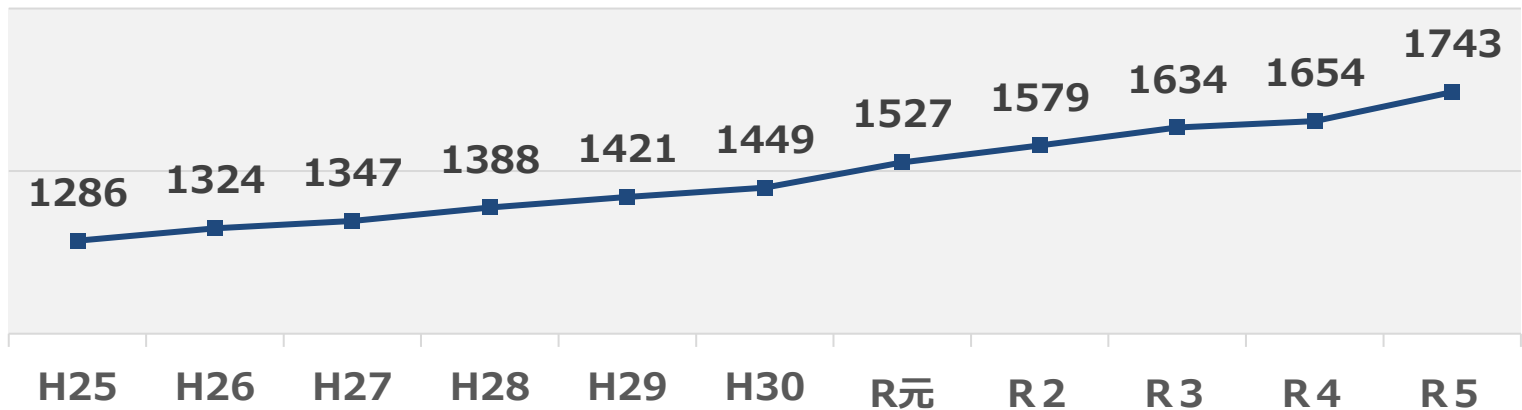
- ・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、児童生徒の小さな変化や成長をキャッチすることができ、児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成につながる。
- ・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
- ・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆がうまれる。

校外教育支援センターの設置状況等

教育支援センターの数

(※) 都道府県・市町村が設置した教育支援センター

(箇所)

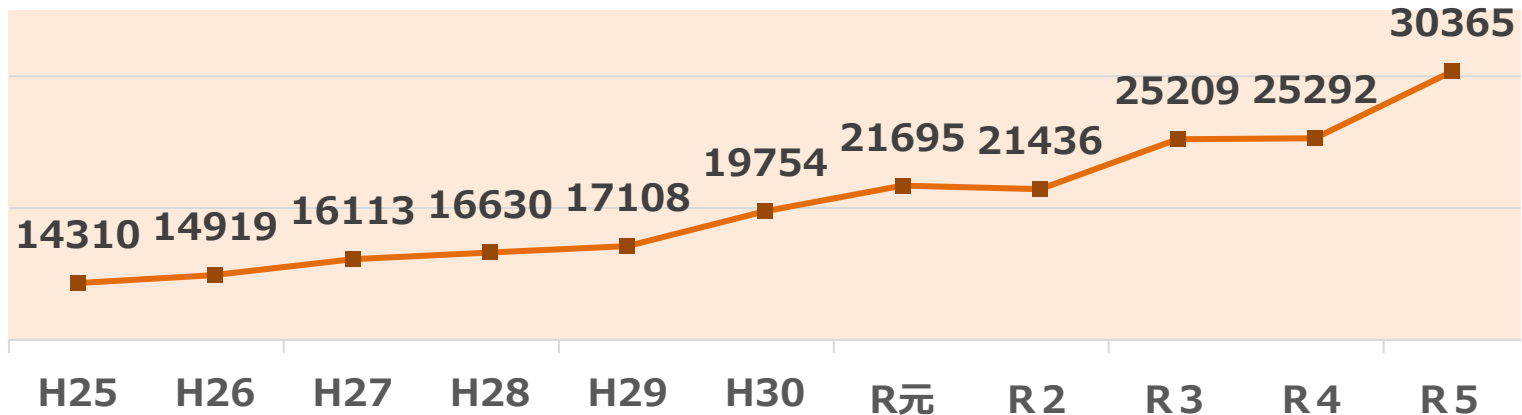


(参考) 都道府県・市町村数の合計 = 1765

教育支援センターにおいて指導を受けた児童生徒数

(※) 義務教育段階のみ

(人)



現状・課題

- ・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」にて、「校内外教育支援センターの機能強化」及び「いじめ・不登校や悩み直面することもやその保護者への支援」の推進を明記
- ・「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
- ・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒や保護者等に対する支援を充実する必要

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料



事業内容

教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助。また、教育支援センターを含めた関係機関が、不登校児童生徒支援の在り方を協議するために必要な経費を補助。

- ① アウトリーチ支援体制の強化 250百万円（72百万円）
- ② 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 193百万円【R6補正：149百万円】
- ③ 不登校児童生徒支援協議会の設置 4百万円（4百万円）

- 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助
- 【活用方法（例）】
- 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置
 - 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	450人（130人）

- 不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようにするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
 - 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
 - 不登校支援に係る広報提供体制の整備
 - 不登校を経験した児童生徒の保護者等（保護者の会等）と連携した支援の実施
- 【活用方法（例）】
- 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3、都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	300箇所（200箇所）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費を補助

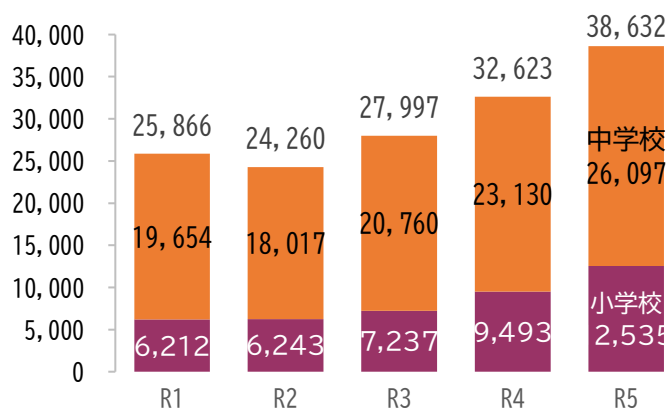
実施主体	都道府県、指定都市
補助割合	国1/3、都道府県、指定都市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び損料、通信運搬費、消耗品費等
対象数	67箇所

（担当：初等中等教育局 児童生徒課）

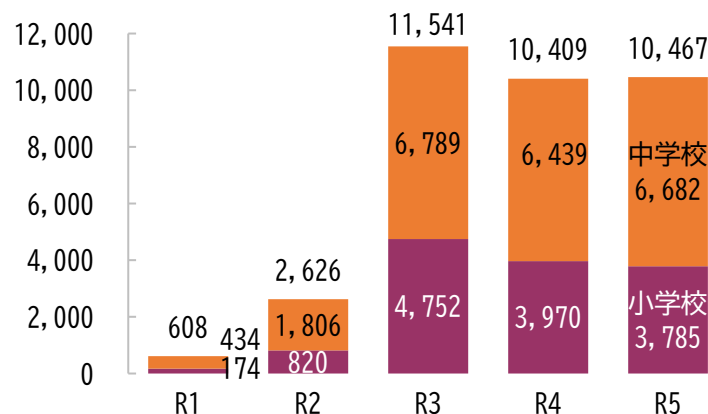
指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数・割合

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は38,632人
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人
- 不登校児童生徒全体に比した割合は横ばい

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)



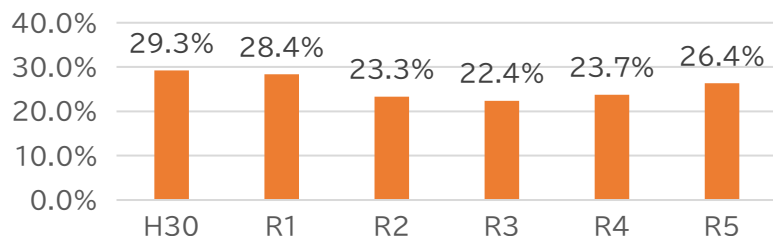
■ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



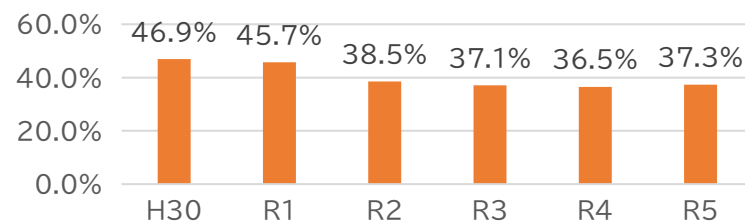
※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

■ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒割合(人)

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた
人数割合(小学校)



学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた
人数割合(中学校)



不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、**社会的自立を後押しすることは重要**であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、**不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できること**としてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、**不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進**するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。(施行:令和6年8月29日)

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が**欠席中に行った学習の成果を考慮することができる**ことを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 **学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。**
- 02 **学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。**
- 03 **学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。**



取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



不登校児童生徒の教育課程について

場所		出席 (扱い)	指導者	教育課程	実際の学習例	課題	成績評価 (根拠)
学びの多様 化学校		出席	教師	特別の 教育課程	・教科の新設 ・授業時数の組み替え ・指導内容の異学年への移 行等が可能	—	学校教育法施行規則 第57条第1項
学 校 内	教室	出席	教師	通常の 教育課程	・通常の授業	—	学校教育法施行規則 第57条第1項
	校内教育 支援 センター	出席	教師or 支援員	—	・教室の授業の配信 ・通常の教育課程(在籍校 の教育課程)に沿った教材での学習 ・授業で使うプリント学習 ・体験活動 ・ソーシャルスキルトレーニング 等	・要件を満たせば、学習の一部を「出席扱い」とし、また成績評価の対象とし得るが、全体として、「教育課程」としては位置づいていない ・指導体制、評価体制等も多様であり、学びの質の確保が重要	学校教育法施行規則 第57条第1項
学 校 外	教育支 援セン ター	出席扱い	職員	—			学校教育法施行規則 第57条第2項
	フリース クール	出席扱い	職員	—			学校教育法施行規則 第57条第2項
	自宅	出席扱い	無し	—			学校教育法施行規則 第57条第2項



※「児童生徒理解・支援シート」の作成・活用も促進

校内教育支援センターや学校外の学びの場において多様な学びが行われているが、全体として、教育課程に位置づけられた計画的・組織的な学びにはなっていないため、学びの質の確保や適切な評価の実施がなされていない場合がある

令和7年度以降の研究開発学校の取組

不登校児童生徒に対する、校内外教育支援センター等での学びも取り入れた、個別の指導計画に基づく特別な教育課程の編成・実施の在り方について、以下の研究開発を実施。

東京都新宿区立西新宿中学校 外13校

校内にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置し、不登校が長期化した生徒も含めた支援体制を構築。通常の教育課程より少ない授業時数で行う個に応じた特別の教育課程の編成・実施の在り方、個別の指導計画等に基づいた評価の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 生徒の状況に応じて、下学年の内容の学び直しや発展的な学習のための「個別学習」や、情報活用能力等の育成のための「プログラミング」、個人探究の学習を進めるための「チャレンジタイム」等の教科を新設。
- 体験的な学習の充実、通常学級の生徒と会わずに学校生活を送れるような登下校時間の設定、総授業時数の削減なども含め、個に応じた特別の教育課程を編成。

実施イメージ

通常学級



- チャレンジクラスに正規教員を配置。
- 総授業時数665時間程度のゆとりある生活時程
- 個別の指導計画に基づき、下学年の学習、時間割以外の学習やスクールカウンセラーとの相談なども実施
- チャレンジクラスに在籍しつつ、生徒が希望する場合は通常学級の授業に参加

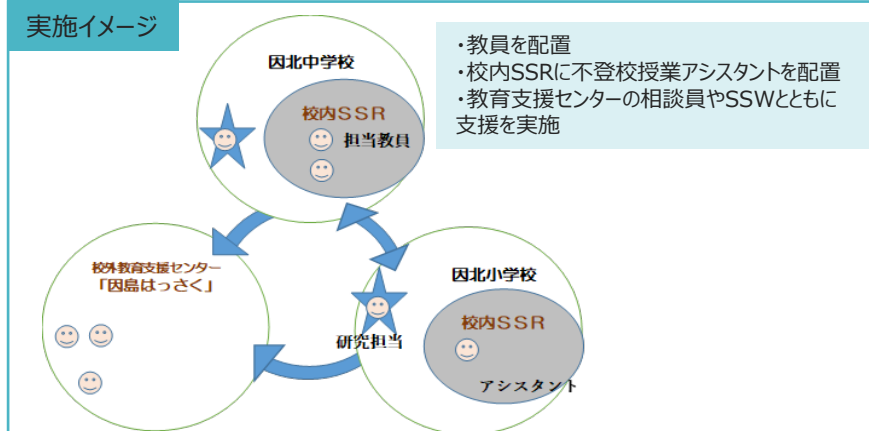
広島県尾道市立因北小学校・因北中学校・尾道市教育支援センター

校内教育支援センター及び校外教育支援センター等での学びも取り入れた、特別な教育課程の編成・実施の在り方について、研究開発を行う。

【特別の教育課程の概要】

- 新設教科「はっさくタイム(表現)」において、各教科等から減じた時数により合科し、教科領域として表現活動、体験活動を重視した内容や、コミュニケーションやソーシャルスキルトレーニング等を重視した内容を実施。
- 新設教科「はっさくタイム(チャレンジ)」では、各教科から減じた時数により下学年の内容を個に応じて柔軟に実施。
- 児童生徒自身が、状況に適した学びの場や学習方法等を選択して履修できるようにする。

実施イメージ





【現状と課題】

近年の取組状況

- 校内外の教育支援センターの設置数は増加傾向である（教委設置1743箇所（令和5年）、校内設置約1.3万校（令和6年））
- 一方、原則学校単位で特別の教育課程を編成・実施できる「学びの多様化学校」の設置が進んでいる（個々の児童生徒に着目した特例ではない）

生じている課題

- 校内外の教育支援センターは、居場所機能のみならず、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる指導の充実が課題となっている（遅れを取り戻したり、進学や原籍級復帰に繋げるためにも重要）
- 現状、個別の指導計画がないため、組織的・計画的な指導が確保されていないケースがままある
- 特別の教育課程の制度がないため、下学年の内容を学んでいても、原籍級の教育課程に基づく評価を行わざるを得ない面がある（実態を踏まえた柔軟な評価には一定の限界）

【方向性と具体的論点】

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討すべき
（「学びの多様化学校」とは別途新設）

①対象となる児童生徒

- 年間30日以上欠席を一つの参考としつつ、具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行うこととする方向で、具体の運用を検討すべき
- 例えば、断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる等、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合等も対象になり得る方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）

②特別の教育課程の内容・授業時数

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき（「学びの多様化学校」と同様）
- 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配慮しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

③特別の教育課程が実施される場所

- 特別の教育課程に基づく指導・支援が適切な場所で開催されることを担保するため、校内教育支援センターを含む学校内のみならず、一定の要件（例：地方自治体による設置、教員の配置等）を満たした学校外の教育支援センターも対象とし、位置付けることとしつつ、具体の運用を検討すべき

④学習評価等

- 指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- 高校入試での特別の教育課程に基づく学習評価等の取扱いを検討すべき

柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

令和7年9月25日
教育課程企画部会
論点整理
第三章（4）p.46より抜粋

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要

